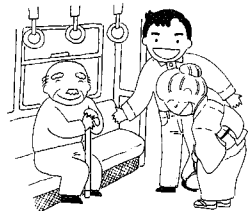


# こんなときどんな年金が受けられます

- ①老齢基礎年金
  - 国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間を合わせて原則として二十五年から四十年ある人に、六十五歳から支給します。
- ②障害基礎年金
  - 国民年金に加入している間に病気やケガをして、障害の程度が一級または二級の障害者になったときに支給します。また、国民年金をやめたあとでも、六十歳以上六十五歳未満の間に初診日のある病気やケガで障害者になった場合は、支給することになります。
- ③遺族基礎年金
  - 国民年金に加入している人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人がなくなったとき、その人の子のある妻または子に支給します。
- ④付加年金
  - 付加保険料を納めていた人が老齢基礎年金を受けるとき、老齢基礎年金に加算して支給します。
- ⑤寡婦年金
  - 老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡したとき、その妻に六十歳から六十五歳までの間支給します。
- ⑥死亡一時金
  - 保険料を三年以上納めた人が年金を受けないうちに亡くなったとき、その遺族に支給します。

# お年寄りや障害者と税

- お年寄りや心身に障害のある方に対しては、税金の面でいろいろの特典が設けられています。《お年寄り本人が受けられる特典》
  - ①老年者控除
    - 年齢が65才以上の方で、所得金額が100万円以下の場合、所得税を計算する際に所得控除として、50万円を所得金額から差し引くことができます。
  - ②公的年金等控除
    - 国民年金、厚生年金などの公的年金や恩給は雑所得として課税の対象となります。その雑所得の金額は、公的年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
    - なお、年齢が65才以上の方は65才未満の方より、その控除額が多くなっています。
  - 《お年寄りを扶養している方が受けられる特典》
    - 配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70才以上のお年寄りであるときは、配偶者控除や扶養控除として一人当たり35万円に代えて45万円を所得金額から差し引くことができます。
    - なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母(老親等)と同居しているときの扶養控除は、更
- 《心身に障害のある方本人が受けられる特典》
  - ①所得税の障害者控除
    - 納税者本人が心身に一定の障害のあるときは、障害者控除として27万円(特別障害者は35万円)を所得金額から差し引くことができます。
  - ②相続税の障害者控除
    - 相続人が心身に障害のあるときは、70才に達するまでの年数につき6万円(特別障害者のときは12万円)が障害者控除として相続税額から差し引くことができます。



# ご存知ですか? こんな時お手伝い

- 重度身体障害者
  - 日常生活用具給付
- 利用できる人
  - 身体障害者手帳の交付を受けている人で、一級または二級の人の。
  - 在宅の人。
- こんな品物
  - 浴槽
  - 湯沸器
  - 便器
  - 特殊便器
  - 特殊マット
  - 特殊寝台
  - 電動タイプライター
  - ワードプロセッサ
  - 電動歯ブラシ
  - 特殊尿器
  - 入浴担架
  - 体位変換器
  - 盲人用テープレコーダー
  - 盲人用時計
  - 盲人用タイムスイッチ
  - 盲人用カナタイプライター
  - 点字タイプライター
  - 盲人用電卓
  - 電磁調理器
  - 盲人用体温計(音声式)
- 負担額
  - 世帯の所得に応じて、一部自己負担となります。
  - ご相談は、福祉係へ
- 労働保険の加入はお済みですか。
  - 十月は「労働保険適用促進月間」です。従業員は一人でも雇用している事業主は、必ず労働保険(雇用保険と労災保険)に加入しなければなりません。まだ加入されていない事業主の方は、至急加入の手続きをしてください。
  - くわしいことは、新津公共職業安定所(☎22-2233)又は新津労働基準監督署(☎24-14161)へお問い合わせください。

# 町指定文化財

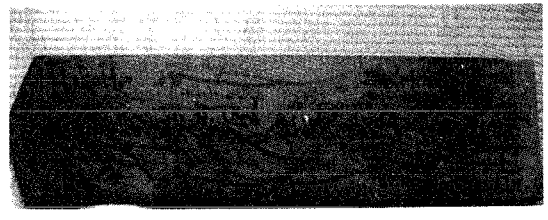
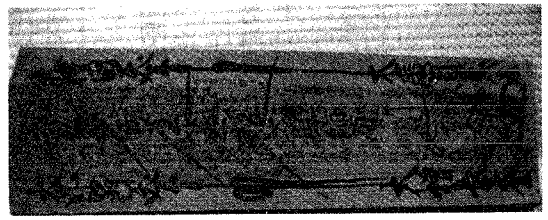
**本住寺棟札(七枚)**

**\*概要**  
法華宗本成寺派、長光山本住寺は横川二九八三番地に所在する。寺伝では概ね創立年代不詳、開基日叡の代に真言宗から法華宗に転じ、本成寺末となったとされる。(由緒沿革)他)

本住寺には合計十枚の棟札があるが、これ程多くの棟札が保存されているのは町内には他に例がない。当町の歴史の一端を物語るものとして、内七枚は重要な資料である。

一、本住寺棟札(永禄元年)  
この棟札を永禄元年(一五五九)年当時のものとみるには、なお検討の余地もあるが、「蒲原郡金津保横河間」の記述は、中世段階で横川浜付近が金津保の範囲に含まれていることを示す貴重な資料である。

二、本住寺御堂修補棟札  
(寛文十二年)  
裏書きによれば、寛文十一(一六七二)年五月五日の大地震で破壊した御堂を修復したものと



日俊は本成寺十七世(寛文十二年没)であり、宝照院日珠は「当山代々先徳記」(明治十三年二十九世広徳院日成の書写)で「本住寺七祖本法院日珠(延宝四年没)」と記される人物である。

裏書きには、延宝元(一六七三)年、同じ日珠の代に、本尊および釈迦牟尼仏の二体に彩色を施したことも記される。釈迦牟尼仏は、「由緒沿革」のいう「養口池湧ノ端釈迦牟尼」で、白根市養口から湧現したと伝えられる釈迦牟尼(もと釈迦堂に安置、釈迦堂消失後、位牌堂に安置)のことであろう。

三、本住寺再興棟札(元禄二年)  
元禄二(一六八九)年八月、九世正善院日從(元禄十年没)が再興したときのものである。棟札を認めた長久山(本成寺)十七世依院日延は、本成寺で十八世(元禄五年没)とされる人物である。

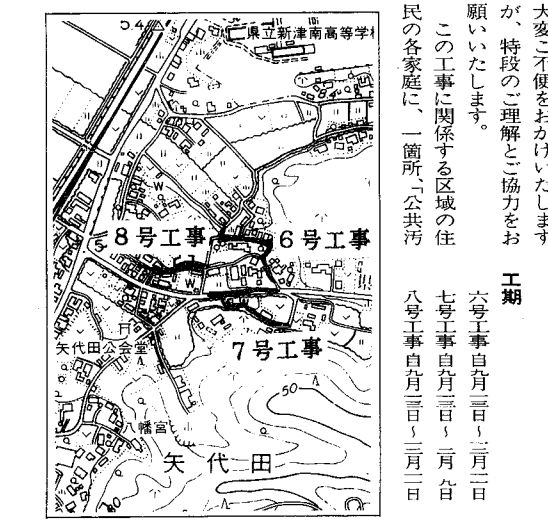
四、本住寺仏殿立棟札  
(明和三年)  
二十一世泰正院日誠(寛政五

年没)の代に移転再建したものである。しかし、裏書きからは日誠の先代、慈善院日閑(明和元年没)の代に端を発した事業で、日誠の代に完成したものであることがわかる。

五、三十番神堂棟札(文政五年)  
表書きによれば、三十番神堂は文化十四(一八一七)年八月二十四世徳院日要(当山代々先徳記)は源弘院、明治二年、加茂町の生まれ)の代に建立されたというが、裏書きは文政五(一八三三)年三月遷座とする。

長久山三十九世日精は、文政七(一八二四)年没とされる。

六、弁天堂再建棟札(弘化四年)  
願主の一人、長沢子内が慶応三(一八六七)年に記した「龍王堂(弁天堂)由緒善證資料」によれば、江戸時代の初め、横川浜の肝煎となった長沢宗右衛門(子内は十代の孫)が嶋と称されていた荒地を開墾した際、そこに住んでいた大蛇との約束に基づいて建立したものと、棟札に名前を記される人物に、長沢家は江戸初期から享保四(一七一九)年まで横川浜村の名主を勤め、享保四年に荻嶋新田(新津市)に場所替えを命じられた家である。宇野家は長沢家に代わって、幕末まで横川浜村の名主を勤めた(「小



**下水道工事に協力を**

矢代田兎谷地内(左図の箇所)で下水道工事が始まります。工事期間中は地元の方々には大変ご不便をおかけいたしますが、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

この工事に関係する区域の住民の各家庭に、一箇所「公共汚

**工期**  
六号工事 自月三十一日(三月二日)  
七号工事 自月三十一日(三月二日)  
八号工事 自月三十一日(三月二日)